

砥部町新規就農総合支援事業費補助金（経営開始資金）交付要綱

令和4年11月17日

砥部町告示第192号

（趣旨）

第1条 この告示は、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づき、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者へ町が予算の範囲内で経営開始資金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象者等）

第2条 補助金の交付対象者の要件、補助金額及び交付期間は、別表のとおりとする。

（計画の承認申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金に係る事業の計画を作成し、計画承認申請書(様式第1号)に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画を添えて、町長に申請しなければならない。

（計画の承認）

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、計画の内容について審査し、別表に規定する要件及び新規就農者育成総合対策の交付対象者の考え方について(令和4年3月29日付け3経営第3216号農林水産省経営局就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満たし、かつ、補助金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認める場合は、予算の範囲内で計画を承認し、審査の結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の審査に当たっては、関係者による面接等の実施により行うものとする。

3 第1項の規定による審査結果の通知は、計画承認通知書(様式第2号)により行うものとする。

（計画の変更申請）

第5条 前条第1項に規定する承認を受けた者(以下「受給者」という。)は、計画を変更しようとするときは、町長に計画の変更を申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

（補助金の交付申請）

第6条 受給者は、経営開始資金交付申請書(様式第3号)により、町長に補助金の交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1か月分から1年分までの間で町長が定める単位として行い、原則として、申請する補助金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の申請の内容が適当であると認めるときは、経営開始資金交付決定通知書(様式第4号)により、受給者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知のあった受給者は、経営開始資金請求書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付中止の届出)

第8条 受給者は、受給を中止する場合は、町長に中止届(様式第6号)を提出しなければならない。

(交付の中止)

第9条 町長は、受給者から前条の中止届の提出があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を中止するものとする。

(1) 別表に規定する交付対象者の要件を満たさなくなった場合

(2) 農業経営を中止した場合

(3) 農業経営を休止した場合

(4) 第12条に規定する就農状況報告を行わなかった場合

(5) 第13条の規定による就農状況の現地確認等により、交付対象者の考え方を満たさず、次に掲げる場合その他適切な農業経営を行っていないと町長が判断する場合

ア 計画の達成に必要な経営資産を縮小した場合

イ 耕作すべき農地を遊休化した場合

ウ 農作物を適切に生産していない場合

エ 農業生産等の従事日数が年間150日未満かつ従事時間が年間1,200時間未満である場合

オ 町長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合

(6) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合(その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる)。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると町長が認める場合は、交付を可能とする。この場合、町長は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると町長が認める場合に限り、交付を可能とする。

(交付の休止届及び再開届)

第10条 受給者は、病気その他やむを得ない理由により就農を休止する場合は、休止届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。ただし、休止期間は原則1年以内とする。

2 前項の休止届を提出した受給者は、就農を再開する場合は、経営再開届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(交付の休止)

第11条 町長は、受給者から前条第1項の規定による休止届が提出をされた場合で、やむを得ない理由があると認める場合にあっては補助金の交付を休止し、やむを得ない理由があると認めない場合にあっては補助金の交付を中止するものとする。

- 2 町長は、受給者から前条第2項の規定による経営再開届を受理し、適切に農業経営を行うことができると認める場合は、補助金の交付を再開するものとする。
- 3 受給者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は、1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。この場合において、また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、経営再開届(様式第8号)と合わせて第5条の規定を準用し、計画承認申請書等の交付期間の変更を申請するものとする。ただし、別表補助金額及び交付期間の(2)に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

(就農状況報告等)

第12条 受給者は、交付期間中にある場合は、毎年7月31日及び1月31日までに当該月の直前の6か月の就農状況報告(様式第9号)を、交付期間終了後5年間(同条第4項により就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)にある場合は、毎年7月31日及び1月31日までにその直近6か月の作業日誌(独立・自営就農)(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

- 2 受給者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地又は電話番号等を変更した場合、変更後1か月以内に住所等変更届(様式第11号)を町長に提出しなければならない。
- 3 受給者は、交付期間終了後5年間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届(様式第12号)を町長に提出しなければならない。
- 4 受給者は、交付期間終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に町長に就農中断届(様式第13号)を町長に提出しなければならない。この場合において、就農中断期間は、就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は、就農再開届(様式第14号)を町長に提出しなければならない。

(就農状況報告の確認)

第13条 町長は、前条第1項に規定する就農状況報告を受けたときは、サポートチームと協力し、交付対象者の考え方を満たしているか、実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。

- 2 前項の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト(様式第15号)により、受給者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。
- 3 町長は、第1項及び前項の確認に加え、サポートチームと協力して受給者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、次に掲げる事項について、就農状況確認チェックリスト(様式第15号)を用いて、受給者の経営状況と課題を受給者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1) 交付決定者への面談により、次に掲げる事項について確認する。

- ア 営農に対する取組状況
- イ 栽培・経営管理状況
- ウ 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- エ 労働環境等に対する取組状況

(2) ほ場を確認し、次に掲げる事項について確認する。

ア 耕作すべき農地が遊休化されていないこと。

イ 農作物等を適切に生産していること。

(3) 次に掲げる書類を確認する。

ア 作業日誌

イ 帳簿

ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法(昭和27年法律第229号)第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号。以下「都市農地貸借法」という。)第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。)

4 町長は、受給者から交付期間終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認するものとする。この場合において、町長は、就農中断届の提出のあった受給者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

(サポート体制の整備)

第14条 町長は、受給者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、愛媛県、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制(以下「サポートチーム」という。)を構築するものとする。

2 町長は、当該サポート体制の中から、受給者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者(サポートチーム)を選任し、受給者の前項の各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることとする。当該農業者は、交付決定者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

3 受給者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げる第1号及び第2号について、サポートチームは第3号について行うものとする。

(1) 第3条に規定する計画作成への助言及び指導

(2) 第4条第2項に規定する審査への参加

(3) 前条の規定による就農状況の確認、助言及び指導

(補助金の返還)

第15条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める補助金を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合で、病気、災害等やむを得ない事情があると町長が認めた場合は、返還を免除することができる。

- (1) 第9条各号のいずれかの要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。
- (2) 虚偽の申請等を行った場合は、資金の全額を返還する。
- (3) 交付期間(休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第12条第4項の手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。

(返還免除)

第16条 受給者は、前条ただし書の規定により、資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書(様式第16号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する返還免除申請書の提出があった場合は、速やかに申請内容について審査し、補助金返還免除申請審査結果通知書(様式第17号)により、受給者に通知するものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年8月14日告示第149号)

この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表(第2条、第4条、第9条、第11条関係)

交付対象者の要件	<p>(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をする者であること。ただし、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権(農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、基盤強化法第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく公告があったもの、都市農地貸借法第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。</p> <p>イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。</p> <p>ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷又は取引すること。</p> <p>エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。</p> <p>オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。</p> <p>(3) 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項の規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。</p> <p>(4) 第3条の規定により提出された計画が、次に掲げる要件に適合していること。</p> <p>ア 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。</p> <p>イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。</p> <p>(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると町長に認められること。なお、一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人をいう。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。</p>
----------	--

- (6) 地域計画（基盤強化法第 19 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知。以下本号において「通知」という。）の 2 の (1) の実現化された人・農地プラン、同通知の 3 により実現化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。)
- (7) 次に掲げる条件に該当していること。
- ア 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- イ 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知）別記 3 の雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 経営第 2558 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- ウ 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- エ 実施要綱別記 1 経営発展支援事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知）の別記 6 初期投資促進事業について補助対象事業費の上限額である 1,000 万円（夫婦の場合は 750 万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (8) 園芸施設共済の引き受け対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民

	<p>間事業者が提供する保険又は、施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。</p> <p>(9) 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下(被災による補助金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。)であること。ただし、当該所得が 600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると町長が認める場合は、採択及び交付を可能とする。</p> <p>(10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。</p> <p>(11) 令和 2 年 4 月以降に農業経営を開始した者であること。</p>
補助金額及び交付期間	<p>(1) 補助金の額は、交付期間 1 月につき 1 人あたり 12.5 万円(1 年につき 150 万円)とする。また、交付期間は最長 3 年間(経営開始後 3 年度目分まで)とする。</p> <p>(2) 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間 1 年につき夫婦合わせて、前項の額に 1.5 を乗じて得た額(1 円未満は切捨て)を交付する。</p> <p>ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。</p> <p>イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。</p> <p>ウ 夫婦共に目標地図に位置付けられた者等となること。</p> <p>(3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置付けられた者等に限る。)に交付期間 1 月につき、それぞれ(1)の額を交付する。ただし、経営開始後 3 年以上経過している農業者(当該農業者が農業次世代人材投資事業又は(1)の規定による交付を受けている場合は、その 3 年度目を超えている農業者)が法人の役員に 1 名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。</p>

年 月 日

砥部町長

様

住 所

[申請者] 氏 名

電話番号

（生年月日 年 月 日 歳）

メールアドレス

計画承認申請書

砥部町新規就農総合支援事業費補助金（経営開始資金）交付要綱第3条の規定により計画の承認を申請します。

1 農業を始めようと思った理由

--

2 「目標地図又は人・農地プラン」への位置付け

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

3 交付期間（経営開始資金）

年 月 ～ 年 月
-----------

4 過去の研修等の経験（農業次世代人材投資事業（準備型）又は就農準備資金交付期間）

年 月 日 ～ 年 月 日
---------------

5 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定 ( 月) <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国による他の事業の給付等(例:生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、就農準備支援事業、経営発展支援事業又は初期投資促進事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得※	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず補助金交付が必要な理由(超える場合のみ記入)	
※本欄は町の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無(□有 □無) <b>【所見】</b>	

添付書類

- (1) 収支計画(別紙1)
- (2) 誓約書(別紙2)
- (3) 履歴書(別紙3)
- (4) 離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)
- (5) 経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)

- (6) 経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類  
(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)の写しなど)
- (7) 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類  
並びに農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- (8) 通帳の写し
- (9) 前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から補助金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類
- ※ 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当
- 「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める合計所得金額
- (10) 身分を証明する書類(運転免許書、パスポート等の写し)

収支計画

\*既に就農している場合は実績を記載

		経営開始				
		1年目 ( 年 月 ～ 年 月)	2年目 ( 年 月 ～ 年 月)	3年目 ( 年 月 ～ 年 月)	4年目 ( 年 月 ～ 年 月)	5年目 ( 年 月 ～ 年 月)
農業収入	経営規模	経営規模				
		生産量				
		売上高(円)				
	経営規模	経営規模				
		生産量				
		売上高(円)				
	生産量	生産量				
		売上高(円)				
		その他				
	新規就農者確保事業 補助金（経営開始資 金）(円)※					
収入計（円）(1)						
		1年目 ( 年 月 ～ 年 月)	2年目 ( 年 月 ～ 年 月)	3年目 ( 年 月 ～ 年 月)	4年目 ( 年 月 ～ 年 月)	5年目 ( 年 月 ～ 年 月)
農業 経営 費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計（円）(2)						
【参考】 設備投資（内容、金額）						
所得計（円） (1) - (2)						

※ 経営開始1～3年目に150万円の交付とし、夫婦共同経営の場合は、これらの額の1.5倍の額とする。

年 月 日

砥部町長 様

住 所

[申請者] 氏 名

（生年月日 年 月 日 歳）

誓 約 書

私は、砥部町新規就農総合支援事業費補助金（経営開始資金）交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、同要綱の規定により、当該補助金の交付を中止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた補助金の一部又は全部を返還することを、保証人の署名を添えて誓約します。

[保証人]

住 所

氏 名

住 所

氏 名

注1 保証人は、一人以上を立てるものとする（交付対象者が未成年者の場合にあっては、二人）。

2 保証人氏名は、自署することとし、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）の写しを添付すること。

3 保証人の住所については、町内に住所を有するものとする。ただし、町外出身のため町内での保証人確保が困難で、やむを得ず町外に住所を有する者を保証人とする場合には、二人立てるものとする。

様式第1号（別紙3）（第3条関係）

## 履 歴 書

### 1 氏名等

(ふりがな)				
住所	〒□□□-□□□□			
(ふりがな)				
連絡先	〒□□□-□□□□			
(ふりがな)		生年月日	年齢	電話番号
氏名		年 月 日	歳	

### 2 家族構成

氏名	続柄	生年月日	住所

### 3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴（各別に記入）			
					年 月	免許・資格

様式第 2 号（第 4 条関係）

砥部町指令 砥農林第 号  
年 月 日

様

砥部町長



### 計画承認通知書

貴殿から提出のあった砥部町新規就農総合支援事業に係る計画について、審査の結果、経営の開始及び定着を支援する必要があると認められるため、砥部町新規就農総合支援事業費補助金（経営開始資金）交付要綱第 4 条の規定により承認したので通知します。

なお、交付対象者の考え方を満たさない場合又は青年等就農計画等の達成に必要な作業を怠るなど適切な就農を行っていないと判断される場合は、交付中止となる可能性があります。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

砥部町長

様

住 所

氏 名

経営開始資金交付申請書

砥部町新規就農総合支援事業費補助金（経営開始資金）交付要綱第6条の規定により補助金の交付を申請します。

交付対象期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する補助金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得 <sup>※1</sup> 農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び補助金を除く額 <sup>※2</sup> を記載	(ア)		円
今年の補助金額 <sup>※3</sup> (150万円)	(イ)		円
今回の交付申請額 <sup>※3</sup> 原則として(イ)の半額を記載			円
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活費の確保を目的とした国による他の事業の給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）</li> <li>雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けてない又は受けたことがない		

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から被災による補助金の交付休止期間中の所得を除く額

※3 夫婦で受給している場合は、この額の1.5倍を記載すること。

補助金の振込口座※

金融機関 店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫		店・所		出張所	
	農業協同組合 信用農業協同組会連合会 農林中金					
	金融機関コード					
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号			
郵便局	記号	(当座)番号				
口座名義人	(ふりがな) 氏名					

添付書類 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は、税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から補助金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付

経営開始資金交付決定通知書

砥部町指令 砥農林第 号  
年 月 日

様

砥部町長



年 月 日付けで交付申請のありました経営開始資金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、砥部町新規就農総合支援事業費補助金（経営開始資金）交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 砥部町新規就農総合支援事業費補助金（経営開始資金）交付要綱を遵守すること。
- (2) この要綱に違反したときは、この交付決定を取り消し、既に交付した金額の全部又は一部を返還させることがあります。

様式第5号(第7条関係)

経営開始資金請求書

年 月 日

砥部町長 様

住 所

氏 名

印

年 月 日付け第 号で交付決定のあった、経営開始資金を下記のとおり請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円也

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

砥部町長

様

住 所

氏 名

中止届

砥部町新規就農総合支援事業費補助金（経営開始資金）の受給を中止するので、砥部町新規就農総合支援事業費補助金（経営開始資金）交付要綱第 8 条の規定により中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

年 月 日

砥部町長

様

住 所

氏 名

休止届

砥部町新規就農総合支援事業費補助金（経営開始資金）の受給を休止するので、砥部町新規就農総合支援事業費補助金（経営開始資金）交付要綱第 10 条第 1 項の規定により休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- (1) 母子手帳の写し（妊娠（当該妊娠に係る出産を含む。）により休止する場合）
- (2) 被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

様式第 8 号（第 10 条、第 11 条関係）

年 月 日

砥部町長

様

住 所

氏 名

経 営 再 開 届

砥部町新規就農総合支援事業費補助金（経営開始資金）の受給を再開するので、砥部町新規就農総合支援事業費補助金（経営開始資金）交付要綱第 10 条第 2 項の規定により経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

砥部町長

様

住 所

氏 名

就農状況報告

（経営開始 年目・交付開始 年目 1～6月・7～12月）

※ 下線部は、交付が終了した後は「交付終了後〇年目」とする。

砥部町新規就農総合支援事業費補助金(経営開始資金)交付要綱第12条の規定により就農状況報告を提出します。

1 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等			
合 計					

  

農業 経営 の 構 成 ( 交 付 対 象 者 )	氏 名	年 齢	交付対象者・交付対象者との続柄（法人経営にあっては、役職）	年間の農業従事日数※	担当業務
			本人	日	
				日	
				日	
				日	
				日	
雇用労働力		(人・日※)			

※ 1日の農業従事時間を8時間で換算

## 2 経営規模の報告

経営 耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
特定 作業 受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業 受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等及び生産量を記載する。

「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載する。

作目別、基幹作業別に、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記載する。

3 前年の世帯全体の所得（補助金を含む。）※7月の報告の際のみ記入する（補助金を除く。）

	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず補助金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
<p>※本欄は砥部町の記入欄          生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無          （<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無）  <b>【所見】</b></p>	

4 農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

※ 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度

5 地域のサポート体制について

	専属担当者 (経営・技術)	専属担当者 (営農資金)	専属担当者 (農地)
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

6 報告対象期間における県主催の新規就農者等交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

※新規就農者育成総合対策実施要綱別記2の第7の2の(12)に規定する県が開催する新規就農者等の交流会

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は、以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容)	

7 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について  
(どちらかにチェックする。)

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は、以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

8 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(収支計画(様式第1号(別紙1))の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況及び結果並びに課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- (1) 作業日誌(別紙1)の写し(夫婦で補助を受けた場合は、それぞれ作業従事状況(作業日、作業内容、作業時間)が分かるよう作成すること。)
- (2) 決算書(別紙2)及び確定申告時の青色申告決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写し(7月の報告の際のみ添付する。)\*補助金の交付期間のみ添付する。
- (3) 通帳及び帳簿の写し
- (4) 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類(変更がない場合は、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は、省略することができる。)

(5) 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から補助金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付



様式第9号（別紙2）（第12条関係）

決 算 書（経営開始 年目 年 月～ 年 月）

			計 画※ ( 年目) a	実 績 b	実績／計画 b / a
農 業 収 入		経営規模			
		生産量			
		売上高（円）			
		経営規模			
		生産量			
		売上高（円）			
		経営規模			
		生産量			
		売上高（円）			
	その他				
新規就農者確保事業補助金（経営開始 資金）（円）					
収入計（円）（1）（補助金を除く。）					
収入計（円）（2）（補助金を含む。）					

			計 画※ a	実 績 b	実績／計画 b / a
農 業 経 営 費 （ 円）	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計（円）（3）					
【参考】設備投資（内容、金額）					

農業所得計（円）（4）=（1）-（3）					
農外所得（円）（5）		総所得（補助金を含 む。）（円）（2）- （3）+（5）			

※ 「計画欄」には、収支計画（様式第1号）（別紙1）に記載の該当年の計画値を記載すること。

様式第 10 号（第 12 条関係）

年 月 日

砥部町長

様

住 所

氏 名

作業日誌

（独立・自営就農）

交付終了後 年目 前半・後半（ ～ 月分）

砥部町新規就農総合支援事業費補助金（経営開始資金）交付要綱第 12 条第 2 項の規定により作業日誌を提出します。

	作 業 内 容	作業時間（時間）
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
	合 計	

添付書類

- （1）確定申告書類又は所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- （2）農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）

注 上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能

年 月 日

砥部町長

様

住 所

氏 名

住所等変更届

砥部町新規就農総合支援事業費補助金(経営開始資金)交付要綱第 12 条の規定により住所等変更届を提出します。

変更前	氏名  住所  電話番号  その他（ ）
変更後	氏名  住所  電話番号  その他（ ）

添付書類 変更後の住所を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

様式第 12 号（第 12 条関係）

年 月 日

砥部町長

様

住 所

氏 名

離農届

次の理由により離農※したので、砥部町新規就農総合支援事業費補助金(経営開始資金)交付要綱第 12 条第 3 項の規定により離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類 農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日が分かる伝票等）

※ 交付期間及び同期間の営農継続期間中に就農形態の変更をする場合は、「独立・自営就農を中止」とする。

様式第 13 号 (第 12 条関係)

年 月 日

砥部町長

様

住 所

氏 名

就農中断届

砥部町新規就農総合支援事業費補助金(経営開始資金)交付要綱第 12 条第 4 項の規定により就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けたスケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

様式第 14 号 (第 12 条関係)

年 月 日

砥部町長

様

住 所

氏 名

就農再開届

砥部町新規就農総合支援事業費補助金(経営開始資金)交付要綱第 12 条第 4 項の規定により就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ~ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ~ 年 月 日



1 交付対象者への面談用（これまでの状況について聞き取ってください。）

(1) 営農に対する取組状況

ア 営農に対する意欲	(ア) 強い意欲がある (イ) 意欲がある (ウ) 意欲がない
イ 情報収集について（研修会への参加、質問・相談の状況等）	(ア) 積極的に収集している (イ) 収集している (ウ) 収集していない
ウ サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	(ア) よく聞き実践している (イ) 聞き入れるが実践できていない (ウ) 聞き入れない
エ 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	(ア) 積極的に参加・協力している (イ) たまに参加・協力している (ウ) 参加・協力していない

(2) 栽培・経営管理状況

ア 栽培管理の技術・知識の習得状況	(ア) 習得できている (イ) おおむね習得できている (ウ) 習得していない
イ 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	(ア) 習得できている (イ) おおむね習得できている (ウ) 習得していない
ウ 農業経営に関する知識の習得状況	(ア) 習得できている (イ) おおむね習得できている (ウ) 習得していない
エ スケジュール管理について	(ア) 先を見越した管理ができている (イ) 作業が遅れない程度に管理できている (ウ) 管理できていない
オ 経営管理について	(ア) 自主的に進めている (イ) 意見を聞きながら進めている (ウ) 自主性がない
カ 効率化、コスト低減に向けた取組	(ア) 工夫して取り組んでいる (イ) 取り組むよう努力している (ウ) 取り組んでいない
キ 経営状況（収支状況）の把握	(ア) 把握している (イ) おおむね把握している (ウ) 把握していない

ク 課題の把握	(ア) 把握し改善に取り組んでいる (イ) 把握し改善策を検討している (ウ) 把握してない
---------	--

(3) 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

ア 経営規模について	(ア) 計画どおりの規模で経営している (イ) おおむね計画どおりの規模で経営している (ウ) 計画どおりに進んでいない
------------	--

計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

イ 生産量について	
[作物（畜種）名： ]	(ア) 計画どおりの量を生産している (イ) おおむね計画どおりの量を生産している (ウ) 計画どおりに生産できていない
[作物（畜種）名： ]	(ア) 計画どおりの量を生産している (イ) おおむね計画どおりの量を生産している (ウ) 計画どおりに生産できていない
[作物（畜種）名： ]	(ア) 計画どおりの量を生産している (イ) おおむね計画どおりの量を生産している (ウ) 計画どおりに生産できていない

計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

ウ 売上高について	
[作物（畜種）名： ]	(ア) 計画どおりの売上げを計上している (イ) おおむね計画どおりの売上げを計上している (ウ) 計画どおりの売上げを得られていない
[作物（畜種）名： ]	(ア) 計画どおりの売上げを計上している (イ) おおむね計画どおりの売上げを計上している (ウ) 計画どおりの売上げを得られていない
[作物（畜種）名： ]	(ア) 計画どおりの売上げを計上している (イ) おおむね計画どおりの売上げを計上している (ウ) 計画どおりの売上げを得られていない

計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

(4) 労働環境等に対する取組状況

ア ほ場周辺・作業場・施設内等の整備状況	(ア) 清潔で快適に整備できている (イ) おおむね整備できている (ウ) 整備できていない
イ 農作業安全への取組状況	(ア) 安全性に十分に配慮し事故防止に取り組んでいる (イ) おおむね取り組んでいる (ウ) 取り組んでいない
ウ 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	(ア) 食品の安全確保のため十分に取り組んでいる (イ) おおむね取り組んでいる (ウ) 取り組んでいない

2 ほ場（現地）確認用（確認期間中の状況について記載してください。）

(1) 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ おおむね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある  作付期間外である
---

(2) 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ おおむね適切に生産されている  適切に生産されていない土地がある（管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある） ・ 作付期間外である
--

3 書類確認用（これまでの状況について記載してください。）

(1) 作業日数

日、	時間
----	----

(2) 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	----------------------------	---	-----------

(3) 農地の権利設定状況（農地の権利設定に変更があった場合のみ）

農地法第3条の許可等（※）により農地の権利を有している	・	農地法第3条の許可等を得ていない
-----------------------------	---	------------------

※公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画又は特定作業受委託契約書による農地の利用権設定を含む。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4 総合所見

--

砥部町長

様

住 所  
氏 名

返還免除申請書

砥部町新規就農総合支援事業費補助金(経営開始資金)交付要綱第 16 条第 1 項の規定により返還免除申請書を提出します。

返還免除を申請する理由	
-------------	--

補助金返還免除申請審査結果通知書

砥部町指令 砥農林第 号  
年 月 日

様

砥部町長



年 月 日付けで申請のありました砥部町新規就農総合支援事業費補助金(経営開始資金)の返還免除申請については、下記のとおり決定しましたので、砥部町新規就農総合支援事業費補助金(経営開始資金)交付要綱第 16 条第 2 項の規定により通知します。

記

資金の返還を

- 1 免除する。
- 2 免除しない。  
(理由)